

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第63号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略 2 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～274 略				1～274 略			
275 土地掘削 許可申請手数料		略	略	275 土地掘削 許可申請手数料		1件	12万円
<u>275の2 土地掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>7,400円</u>				
276 ゆう出路 増掘又は動力装置の許可申請手数料		略	略	276 ゆう出路 増掘又は動力装置の許可申請手数料		1件	11万円
<u>276の2 ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地</u>		<u>1件</u>	<u>7,400円</u>				

位の承継の承認申請手数料			
277 温泉利用許可申請手数料		略	略
277の2 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	7,400円
278 温泉成分分析機関登録申請手数料		略	
279～597 略			

277 温泉利用許可申請手数料		1件	35,000円
278 温泉成分分析機関登録申請手数料		略	
279～597 略			

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。